

プリオビル大規模修繕工事費負担金6,659万1,000円を追加する 一般会計補正予算を可決！

11月13日に開催された臨時会では、一般会計補正予算と報告1件が提出されました。

一般会計補正予算は、プリオビル大規模修繕工事費負担金を追加するもので、3月定例会において、修繕が30年の夏に間に合わないこと、また、一度認めれば見積もり、修繕計画の甘さから大きく変更という事態を招く危険性も伴うこと、施設を修繕する前に、豊川市開発ビルの今後の方向性を出すことが先であることを理由に30年度一般会計予算から削除する修正案が可決されたものです。

これを受け、5月に弁護士2名、公認会計士2名の計4名の第三者で組織する豊川市開発ビル株式会社あり方検討委員会が設置され、10月に次の2点を趣旨とする意見書が示されました。

「空調設備などの老朽化が著しく、できる限り速やかに大規模修繕を実施すべき」

「プリオ及びプリオⅡビルを豊川市などの第三者に売却し、私的整理などによって会社を清算することを検討すべき」



主な質疑

【問】プリオビルの今後の方向性は。

【答】株主の理解が大前提であるが、あり方検討委員会の示す特別清算手続と特定調停

の併用による清算について31年度末を目途に調整を図りたい。建物を公有化し、ビルの機能は存続させ市民や商業者への影響が最小限となるよう努める。

【問】具体的なスケジュールは。

【答】簡易裁判所への特定調停の申し立てをし、民事調停法の決定を受けた上で、株主総会で解散決議を行い、その後、地方裁判所へ特別清算の申し立てを行い、債権者集会で協定案を可決し、裁判所による協定認可決定を

経た上で、債権者への配当を完了させ、清算終了となる。

【問】今後に向けての反省点は。

【答】今後、外郭団体の運営に当たっては経済の変動も考慮した堅実な運営に努めるとともに、必要な運営、経営ノウハウを有する者に任せる必要がある。また、経営状況の情報公開や、必要に応じ、第三者委員会を設置し、客観的な評価をいただくながら、適正な運営を進めていきたい。

【問】今後の運営の方法は。

【答】仮にビルが公設民営になった場合について、現在、具体的な運営方法や他市の事例を調査検討している。

可決された補正予算に対し、**附帯決議**を提出

附帯決議（決議第1号）

原案可決

施設の老朽化によるプリオビルの大規模修繕については、熟慮を重ね実施するとともに、第三セクターである豊川市開発ビル株式会社の今後の経営には、真摯に取り組むよう強く求める。

一、豊川市開発ビル株式会社あり方検討委員会の意見書に基づく、開発ビルの清算については、平成31年度末を目途に確実に調整するための工程表を示すこと。

一、開発ビルに関わることは、テナントや地域住民を始め、議会に対し積極的に説明を行うこと。

一、議会は、その役割において、開発ビルの経営を今後も監視し提言を行うもので、これまでの市の説明をすべて承認したものではないことを認識すること。

①附帯決議

議決した議案に、議会としての意見、要望など議会の意思を表すもの。

議案審議



平成30年 12月定例会

12月定例会は、11月30日から12月18日までの19日間を会期として開かれました。30年度一般会計補正予算を始めとした18議案のほか、諮問1件が提出されました。そのほか、請願2件が審議されました。
また、18人が一般質問を行いました。

条例の一部改正

全て
原案可決

- 市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例
公職選挙法の一部改正により、豊川市議会議員の選挙において選挙運動用ビラの頒布が解禁されたことに伴い、その作成費用について公費負担するもの
- 部設置条例の一部改正
行政運営の適正な執行を図るため、産業部と環境部を再編して産業環境部に統合するとともに、建設部を分割して都市整備部を新設し、再編後の部の分掌事務をそれぞれ定めるもの
- 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例及び市長等の給与に関する条例の一部改正
市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の適正化を図るため、期末手当の支給率を0.05月分引き上げ、年間支給率を3.35月分とするもの
- 職員給与条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
人事院勧告を受けて一般職の国家公務員の給与改定が実施されることに伴い、職員給与を見直すもの
- 市税条例の一部改正
法人市民税について法人税割の税率を引き下げるとともに、不均一課税の制度を導入し、軽自動車について環境性能割を創設するもの
- 手数料条例の一部改正
建築基準法の一部改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料を新たに定めるもの
- 東三河都市計画豊川下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正
公共下水道の整備事業に伴い、第10次整備事業受益者負担金を定めるもの
- 特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例の一部改正
特定環境保全公共下水道の整備事業に伴い、第10次整備事業排水施設の受益者の分担金を定めるもの

条例の制定

全て
原案可決

- 下水道事業の設置等に関する
条例の制定
下水道事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用するに当たり、下水道事業の設置及び運営の基本に関する事項を定めるもの
- 大橋屋(旧旅籠鯉屋)条例の制定
市の文化財の保存及び活用を図り、市民の文化の向上と観光の振興に寄与することを目的に大橋屋(旧旅籠鯉屋)の設置及び管理に必要な事項を定めるもの

その他

全て
原案可決

- 福祉部が所管する
公の施設に係る指定管理者の指定
地域福祉センターの管理に関し、31年4月1日からの指定管理者の指定をするもの
- 東三河広域連合規約の変更
31年度から新たな地方創生事業を実施するため、規約の変更をするもの

一般会計補正予算(第4・5号)

○交通安全施設維持管理費(238万9,000円追加)

台風24号により道路反射鏡が破損したため修繕料を追加するもの

全て
原案可決

○防犯対策事業費(180万円追加)

町内会などから防犯灯の設置要望が増加したことにより防犯灯設置費補助を追加するもの

○一般事務費(979万円追加)

マイナンバーカード等への旧氏記載などを可能とする住民記録システム等の改修委託料を追加するもの

○負担金等(2,969万5,000円追加)

処遇改善加算の修正等に伴う認定こども園に対する特定教育・保育施設型給付費負担金を追加するもの

○ごみ処理費(923万6,000円追加)

ごみ収集車両の修繕料、家電類の処理・処分費用の高騰により粗大ごみ収集委託料及び不燃ごみ処理委託料を追加するもの

○機構集積協力交付金事業費(609万7,000円追加)

長沢地区において地域集積協力金が受けられる見込みになったことにより交付金を追加するもの

○林道維持費(131万5,000円追加)

台風24号によりのり面倒木などが発生した林道7カ所の修繕料、維持補修委託料を追加するもの

○学校環境対策事業費(9億3,354万2,000円追加)

東部小学校始め11校の普通教室及び中部中学校始め3校の管理諸室へのエアコン設置の工事費を追加するもの

○経営体育成支援事業費補助金(7,579万5,000円追加)

台風24号により農業施設等に被害を受けた方で、地方公共団体による支援や融資により、農業経営を継続しようとする方にその施設等の再建、修繕または撤去のための補助金を追加するもの

○請願第17号 豊川市プールの廃止方針は撤回し、存続を基本に市民の意見を聞いて決めることを求める請願【請願者】大木 善雄(請願署名者数 338名)

不採択

請願の要旨 豊川市は市プールを31年夏の開場期間を最後に廃止する方針です。利用者・市民に存続の是非の意見も聞かず廃止するのは、納得できるものではありません。不採算の施設と簡単に切り捨てず、市民の意見を聞いて今後のあり方を決めるよう請願致します。

○請願第18号 「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書採択に関する請願【請願者】愛知県原水爆被災者の会 理事長 恩田 明彦

不採択

請願の要旨 29年7月、国連で「核兵器禁止条約」が採択され、世界各国で革新的な貢献をしたとしてICAN(核兵器廃絶国際キャンペーン)がノーベル平和賞を受賞したことは、核兵器廃絶へ向けての国際的な合意を後押しするものです。日本は唯一の戦争被爆国として地球上の核兵器廃絶に向けて主導的役割を果たすべきです。そのために、政府に対し「核兵器禁止条約」への署名・批准を求めます。

賛成

平和公園を持つ自治体として意見書を提出すべきで請願に賛成

日本政府は、唯一の被爆国でありながら、国連の条約審議の場にも参加せず、条約を批准していない。今、国際世論は核兵器を禁止するところまで来ており、本市議会も平和公園を持つ自治体として政府に対し意見書を提出すべきである。

賛成



反対

外交問題であり、国の動向を見守るべきで請願に反対

政府は、核兵器禁止条約について核軍縮に関する基本的立場とは合致せず、条約の交渉開始を求める決議の段階から反対の姿勢を示している。核兵器の廃絶と恒久平和を望むものだが、これは外交問題であり、国の動向を見守るべきである。

反対



討論

第78号議案 下水道事業の設置等に関する条例の制定

討 論

賛 成

公営企業会計への移行は
必要不可欠であり賛成

下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するための条例制定であり、特別会計から公営企業会計へ移行することで、経営成績や財政状況を基礎とした経営状況を的確に把握し、経営基盤の強化と財務マネジメントの向上に取り組むとしている。今後の経営戦略や施設の維持管理計画に反映させ、経営の安定化を図る有効な手段として期待し、賛成する。

反 対

広域化、民営化の推進の
懸念があり反対

公営企業会計の適用は市民からではなく、国が強力に推進を求めてきたものであり、今後、水道事業と一体となった広域化・民営化の推進の懸念がある。水道事業とともに、広域化・民営化を推進することなく、下水道事業が公衆衛生、人権保障の重要な役割を持つ施設であり、各自治体の地理的条件を踏まえた自治体での実施が基本であり、反対する。

■ 1 1 月臨時会

○賛成・×反対

未来一とよかわ未来（17） 清風一清風会（5） 公明一公明党市議団（3）

共産一日本共産党豊川市議団（2） 無会派一一人会派（2） ※（ ）内は所属人数で、議長は表決には加わりません

議 案 名	会 派 別 賛 否 状 況					議 決 結 果
	未来	清風	公明	共産	無会派	
66 30年度一般会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	可決
報告17 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告	—	—	—	—	—	報告
決議1 30年度一般会計補正予算（第3号）に対する附帯決議	○	○	○	○	○	可決

報告17については、報告のみで採決はありません。

■ 1 2 月定例会

○賛成・×反対

未来一とよかわ未来（17） 清風一清風会（5） 公明一公明党市議団（3）

共産一日本共産党豊川市議団（2） 無会派一一人会派（2） ※（ ）内は所属人数で、議長は表決には加わりません

議 案 名	会 派 別 賛 否 状 況					議 決 結 果
	未来	清風	公明	共産	無会派	
67 30年度一般会計補正予算（第4号）	○	○	○	×	○	可決
68 30年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	可決
69 市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決
70 部設置条例の一部改正	○	○	○	×	○	可決
71 支所設置条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決
72 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例及び市長等の給与に関する条例の一部改正	○	○	○	×	×	可決
73 職員給与条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決
74 市税条例の一部改正	○	○	○	×	○	可決
75 手数料条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決
76 東三河都市計画豊川下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決
77 特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決
78 下水道事業の設置等に関する条例の制定	○	○	○	×	○	可決
79 大橋屋（旧旅籠屋）条例の制定	○	○	○	○	○	可決
80 福祉部が所管する公の施設に係る指定管理者の指定	○	○	○	○	○	可決
81 市道路線の廃止	○	○	○	○	○	可決
82 市道路線の認定	○	○	○	○	○	可決
83 東三河広域連合規約の変更	○	○	○	×	○	可決
84 30年度一般会計補正予算（第5号）	○	○	○	○	○	可決
請願17 豊川市プールの廃止方針は撤回し、存続を基本に市民の意見を聞いて決めることを求める請願	×	×	×	○	×	不採択
請願18 「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書採択に関する請願	×	×	×	○	○	不採択
諮問2 人権擁護委員候補者の推薦	○	○	○	○	○	異議ない

請願については、○は採択、△は趣旨採択、×は不採択